

◎新潟県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、柏崎市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和4年4月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
石地コミュニティセンター	柏崎市西山町石地 1167番地	体育館	336.54	令和4年4月4日
		集会室45帖	102.60	
		集会室30帖	51.30	
		集会室25帖	51.30	
別山コミュニティセンター	柏崎市西山町別山 1589番地の1	体育館	424.13	令和4年4月4日
		集会室A	76.54	
		集会室B	69.75	
大田コミュニティセンター	柏崎市西山町浜忠 150番地2	第1和室	57.09	令和4年4月4日
		第2和室	55.98	
中川コミュニティセンター	柏崎市西山町下山田 25番地	会議室	112.00	令和4年4月4日
		体育館	563.11	